

(議案第 1 号について事務局より説明)

(質疑等の要旨)

- 委員：食満 5 丁目 11 の生産緑地地区において、どのような経緯で追加するのか教えてほしい。
- 事務局：当該地区は特定生産緑地に指定しなかった土地であり、今回 30 年間営農するというので改めて生産緑地地区に指定するものである。
- 委員：武庫之荘東 2 丁目 9 の生産緑地地区において、追加指定の理由を教えてください。
- 事務局：当該地区は、これまでも営農していたところであるが、生産緑地地区としては新たに追加するという箇所である。
- 委員：生産緑地地区に追加指定することで土地所有者にとっては、どのような違いがあるのか。
- 事務局：生産緑地に指定されると、30 年営農することになるが、指定していない宅地化農地に比べて固定資産税の農地並み課税や相続税の納税猶予を受けることができるといった税の優遇がある。

以 上